別記１

福島県水道地図更新事業委託仕様書

１　目的

過年度に作成した水道地図について、給水区域、水道施設等の情報を令和７年１２月末時点の情報に更新することを目的とする。

２　適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が受注者に委託する本県内の水道地図更新業務（以下「本業務」という。）に適用するものである。

３　準拠する法令・指針等

本業務を実施するにあたっては、本仕様書及び別紙水道地図作成要領によるほか、次の法令等に準拠して行うものとする。

・測量法
・地理空間情報活用推進基本法
・地理情報標準
・地理情報標準プロファイル
・日本メタデータプロファイル
・その他関係法令及び諸法規等

４　業務の概要

本業務の概要は下記のとおりとする。

（１）国土地理院地図の使用承認の取得及びデータのダウンロード
（２）国土交通省の GIS ホームページから必要データ（GIS）をダウンロード
（３）レイヤの構成
（４）国土地理院地図に行政区域及び新たに対象となった各水道施設等をプロット
（５）（４）の地図の水道施設位置の修正作業
（６）（５）の地図の図上に表示する水道施設情報の入力
（７）図枠外に記載する施設情報等の取りまとめ
（８）水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業の取りまとめ
（９）専用水道の取りまとめ
（１０）水道地図の印刷データの作成及び印刷
（１１）水道地図の製本
（１２）その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議の上、受注者は協議の結果に従い、業務を遂行するものとする。

５　契約期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和９年３月２６日（金）までとする。

６　座標系

本業務で使用する座標系は JGD2011 とする。

７　記録形式

提出ファイルの形式は、shape、印刷用のマップドキュメントファイル（QGIS）用の qgs 及び PDF とする。

８　背景地図（基図）について

背景地図に使用する地図は、国土地理院発行の最新の 20 万分の１の地勢図（総括図）及び５万分の１地形図（基本図）とする。

９　測量成果の複製承認申請について

受注者は本業務における水道地図の作成に当たって国土地理院に対し測量法第２９条（測量成果の複製）の申請を行い、承認を得なければならない。また、国土地理院からの承認番号については本成果品に表示しなければならない。

10　貸与資料

本業務を実施する上で必要な資料は、受注者が発注者から貸与を受けるものとし、業務完了後は速やかに発注者に返却するものとする。また、貸与を受ける場合は借用書及び確認書（任意様式）を提出すること。

資料番号	資料・データ名	資料の形態
①	過年度作成の水道地図	紙及びデータ（qgs、シェープファイル及びPDF）
②	各水道事業者の給水区域	紙又は電子データ（Word、Excel、png、pdf等）
③	各水道（用水供給）事業者の水道施設等情報	紙又は電子データ（Word、Excel、png、pdf等）
④	専用水道の所在地等	紙又はデータ（Word、Excel、png又はpdf等）
⑤	福島県水道ビジョン２０２０	紙

11　レイヤの構成

レイヤの構成は以下のとおりとし、QGIS ソフトで編集作業が可能なものとする。

（１）既存のレイヤ

ア　水源（上水道（国認可））
イ　導水管（上水道（国認可））
ウ　浄水場（上水道（国認可））
エ　水源（上水道（県認可））
オ　導水管（上水道（県認可））
カ　浄水場（上水道（県認可））
キ　水源（簡易水道（県認可））
ク　導水管（簡易水道（県認可））
ケ　浄水場（簡易水道（県認可））
コ　水源（水道用水供給事業（国認可））
サ　導水管（水道用水供給事業（国認可））
シ　浄水場（水道用水供給事業（国認可））
ス　送水管（水道用水供給事業（国認可））
セ　受水地点（水道用水供給事業（国認可））
ソ　水源（水道用水供給事業（県認可））
タ　導水管（水道用水供給事業（県認可））
チ　浄水場（水道用水供給事業（県認可））
ツ　送水管（水道用水供給事業（県認可））
テ　受水地点（水道用水供給事業（県認可））
ト　専用水道
ナ　県境
ニ　行政区域（市町村）
ヌ　原子力災害に伴う避難指示区域

（２）新しく追加するレイヤ

ア　送水管（上水道（国認可））
イ　配水池（上水道（国認可））

ウ　送水管（上水道（県認可））
エ　配水池（上水道（県認可））
オ　送水管（簡易水道（県認可））
カ　配水池（簡易水道（県認可））

12　水道地図作成の流れ

本業務の作業内容については、別紙１「水道地図作成要領」に準ずることとし、以下の手順により行うものとする。

（１）国土地理院から地図の使用承認を取得し、地図をダウンロードする。
（２）国土交通省の国土数値情報ダウンロードサービスから県内各市町村の行政区域データを取得すること。
（３）基図である国土地理院の地図に上記（２）のデータをプロットする。
（４）上記１０の資料番号①のデータをプロットする。
（５）上記１０の資料番号②～④のデータ及び原子力災害に伴う避難指示区域をプロットする。
（６）上記の作業結果データをシェープファイル、qgs 及び PDF として保存する。
（７）上記データを印刷し、製本する。

13　水道地図の変更箇所の概数

上記１０の資料番号①のデータと資料番号②、③及び④との差異における概数は、以下のとおりである。

（１）ポイント（水源、浄水場及び配水池の箇所数）　１，０００地物
（２）ライン　（導水管及び送水管の本数）　８００地物
（３）ポリゴン（給水区域の形）　２０地物
※ポリゴンにあっては別紙地図参照

なお、本業務は積算上、上記の変更数を想定しているが、作業内容及び作業数量に変更が見込まれる場合は、速やかに発注者に申し出るものとし、協議の上、取扱いを定めるものとする。

14　文字の大きさ

水道地図に使用する文字の大きさ及びフォントは、協議の上、決定する。

15　打合せについて

以下の３回とし、これ以外の打合せについては必要に応じて行うものとする。

１回目　業務計画書提出時
２回目　上記１２（６）完了時
３回目　水道地図製本完了時

16　提出書類

本業務を実施するにあたり、受注者は下記の書類を作成し、監督員に提出するものとする。

（１）委託業務着手届（様式１）
（２）工程表（任意様式）
（３）主任担当届（様式２）
（４）業務計画書（任意様式）
（５）委託業務完了届（様式３）

17　電子媒体のウイルスチェック

受注者は電子媒体への書き込み前の成果品及び書き込み後の電子媒体についてウイルスチェックを行うこと。なお、ウイルスチェックソフトは特に指定しないが、最新の

ウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを使用すること。

18　成果品の提出

（１）受注者は成果品提出の前に、社内検査において内容確認を行うこと。

（２）受注者は業務が完了したときは、成果品及び社内検査結果報告書を委託業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。

19　成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとすること。

成果品	数量	形式
水道地図データ（PDF）	１式	CD-R ディスク
水道地図 GIS データ（シェープファイル）	１式	CD-R ディスク
印刷用の水道地図データ	１式	CD-R ディスク
印刷製本した水道地図	２式	紙